

国立大学法人東京農工大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則

(平成29年5月30日細則第9号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第2条第7号、第46条の4、第46条の5、第46条の7、第46条の9、第46条の10、第46条の11、第46条の12及び第46条の15の規定に基づき、並びに同規程を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における独立行政法人等非識別加工情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語は規程において使用する用語の例による。

(他の情報から除かれる情報)

第3条 規程第2条第7号の規定による国立大学法人東京農工大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則(以下「細則」という。)で定める情報は、同号で規定する個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報(同号で規定する個人情報をいう。)とする。

(提案の募集の方法)

第4条 規程第46条の4の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(提案の方法等)

第5条 規程第46条の5第1項の提案は、別紙様式第1号により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、別紙様式第1号に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 規程第46条の5第2項第8号の細則で定める事項は、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 規程第46条の5第3項の細則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りる

もの

- (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類
- 5 前項の規定は、代理人によって第4条第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 6 規程第46条の5第3項第1号の書面は、別紙様式第2号（規程第46条の12第2項で準用する場合を含む。）によるものとする。
- 7 本学は、規程第46条の5第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数）

第6条 規程第46条の7第1項第2号の細則で定める数は、1,000人とする。

（提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供する期間）

第7条 規程第46条の7第1項第5号の細則で定める期間は、規程第46条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

（提案に係るその他審査の基準）

第8条 規程第46条の7第1項第7号の細則で定める基準は、本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

（審査した結果の通知方法及び通知事項）

第9条 規程第46条の7第2項による通知は、次に掲げる書類を添えて別紙様式第3号の通知書により行うものとする。

- (1) 別紙様式第4号（法第46条の12第2項で準用する場合を含む。）により作成した規程第46条の9の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類
 - (2) 前号の契約の締結に関する書類
- 2 規程第46条の7第2項第2号の細則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 納付すべき手数料の額
 - (2) 手数料の納付方法
 - (3) 手数料の納付期限
 - (4) 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
- 3 規程第46条の7第3項による通知は、別紙様式第5号の通知書により行うものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第10条 規程第46条の9の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、前条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成の方法に関する基準)

第11条 規程第46条の10第1項の細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

(独立行政法人等非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)

第12条 規程第46条の11第1号の細則で定める事項は、独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

(準用)

第13条 第5条（同条第6項を除く。）、第7条、第9条（同条第1項第1号を除く。）及び第10条までの規定は、規程第46条の12第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第5条第1項及び第2項中「別紙様式第1号」とあるのは「別紙様式第6号」と、第9条第1項中「別紙様式第3号」とあるのは「別紙様式第7号」と、第9条第3項中「別紙様式第5号」とあるのは「別紙様式第8号」と読み替えるものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成29年5月30日から施行する。

別紙様式第1号（第5条第1項関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、下記のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称

2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数

3. 加工の方法を特定するに足りる事項

4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「住所又は居所」には、法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
2. 「氏名」には、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
3. 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。
4. 「個人情報ファイルの名称」には、本学ホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
6. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
7. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
8. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
9. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
10. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙様式第2号（第5条第6項関係）

誓約書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

（ふりがな）
氏 名 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第44条の5第3項、第44条の12第2項において準用する第44条の5第3項）の規定により提案をする者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「氏名」には、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
3. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、下記の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人東京農工大学との間で非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による国立大学法人東京農工大学の保有する個人情報の開示等に関する規程第〇条に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

農工大総第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙様式第 5 号（第 9 条第 3 項関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先

年 月 日付け農工大総第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第 44 条の 9、第 44 条の 12 第 2 項において準用する第 44 条の 9）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 「住所又は居所」には、法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
3. 「氏名」には、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
4. 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。
5. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による東京農工大学の保有する個人情報の開示等に関する規則別紙様式第 35 号（第 23 条第 2 項関係）により通知した事項に従って納付すること。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙様式第 6 号（第 13 条において読み替えて準用する第 5 条第 1 項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏 名

印

連絡先

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第 44 条の 12 第 1 項前段、第 44 条の 12 第 1 項後段）の規定により、下記のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1.提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2.独立行政法人等非識別加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間

3.漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4.独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「住所又は居所」には、法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
3. 「氏名」には、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
4. 「連絡先」には、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。
5. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 11 の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
7. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
8. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 44 条の 12 第 1 項前段の提案をする場合に限る。）。
9. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙様式第 7 号（第 13 条において読み替えて準用する第 9 条第 1 項関係）

農工大総第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第 2 項の規定により、下記の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人東京農工大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記 2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による東京農工大学の保有する個人情報の開示等に関する規程第 25 条に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙様式第 8 号（第 13 条において読み替えて準用する第 9 条第 3 項関係）

農工大総第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京農工大学長 印

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 12 第 2 項で準用する第 44 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。